

# 協同組合による 「雇用創出」と「雇用効率性」

堀越芳昭（山梨学院大学）

## 「狂気の時代」における「正気の島」

「狂気の時代」において「正気の島」は協同組合であり、そうあるべきである、と熱っぽく語ったのは、1980年国際協同組合同盟ICA第27回大会でのレイドロー報告『西暦2000年における協同組合』であった。このレイドロー報告はのちにふれるように、現在の、そして将来の協同組合運動のビジョンを明示した画期的な報告であった。その後の世界の協同組合運動はこれを指針としてきたし、今後もそうでなければならぬであろう。

## 「日本の狂気」：政治・経済・社会

わが国は「狂気の時代」にある。政治も経済も社会も狂い、「狂牛病」ならぬ「狂日病」に陥っている。

わが国の産業と経済はバブルがはじけて以降、「失われた90年代」という10年以上もの迷走状況に陥り、そしていまもその出口を見出しえないばかりか、いっそう混迷を深め、多くの人々の痛みを強いるようになってきている。

日本の狂気は政府の産業・経済政策に顕著である。本年政府は補正予算3兆円弱、うち雇用対策に8千億円を充てる方針であるという。1999年に10兆円近くの国費を10数行の大銀行に投じたのであるが、今回の雇用対策はその12分の1にすぎない。それでも銀行の不良債権は解決されず、いっそう悪化しているのが現状である。それに対して、政府ないし政府機関は不良債権の買い取り、銀行保有株式の買い取り、不良大企業の負債棒引きなどで乗り切ろうとしている。この10年問題となってきた大銀行・大企業のモラルハザードはいっそう悪化し加速させているのである。そして「貯蓄者」を「投資家」に変えるために、1,400兆円にのぼる国民の家計金融資産をいかに株式市場に動員するかという方策のみに心血が注がれている。こうした腐敗墮落の政治・経済やタカリの構造にある企業の現状に多くの人びとは見限りはじめている。新しい企業制度が求められるゆえんである。

「産業の空洞化」や「地域の空洞化」は急速に進んでいる。製造業の国内生産に対する海外生産の割合は、全体で15%、輸送機械は33%、電気機械は25%に及んでおり、今後さらに加速する見通しである。各地で「地域

経済の空洞化」が深刻な問題となっている。日本でも有数の産業集積地である諏訪地方では25%の企業が海外に進出し、地域経済の崩落の危機に直面している。日本の産業と経済は、まさに「狂牛病」ならず「狂日病」に患っているのである。

日本の狂気は社会にも蔓延している。10代の少年たちによる「おやじ狩り」はその例である。公園などにいた無抵抗の「おやじ」を集団で襲いつづけて、警察につかまった少年たちは、社会の邪魔者、害を及ぼす者を無くそうとしたのだ、なぜ悪い、とうそぶいた。警察や社会に代わってやったのだ、というのであればこんなに恐ろしいことはない。またこんな事件もあった。だれかを殺してみたいと思っていた少年が、「役にも立たない、邪魔になる」近所の老婆を殺害した事件であった。悲惨なのは、この時代に最も苦境な状況におかれた若者と高齢者が敵対したということにある。

## 「日本の狂気」：雇用問題

「日本の狂気」の最大問題に「雇用問題」＝「就業問題」がある。これからは金やモノではなく、「仕事」こそが財産であるといったのはドラッカーであったが、この財産がいま失われ、奪われようとしているのである。「仕事」すなわち「就業」・「雇用」は一人一人の存在そのものを決定する最も重要な要素である。それを失うことはその人の存在をも否定することになる。そのときの苦痛は計り知れない。

「完全失業率」が本年7月に5%を超え8月も続き、9月には5.3%になり、今後7～8%さらには10%に及ぶと予測されている。しかし実際はこの数値よりもっと深刻である。

【表1】は、本年2月段階のものであるが(以下10月末に発表された8月段階の【表2】をカッコで表示する。)  
 「完全失業者」318万人(336万人)、「完全失業率」4.8%(5.0%)、「狭義失業率」7.4%(6.6%)、「実質失業率」9.7%(7.4%)、「広義失業率」17%(12.3%)である。年齢別にみると、15～24歳では完全失業率9.1%(9.9%)にものぼり、狭義失業率13%(12.4%)、実質失業率17.3%(13.4%)、広義失業率31%(24.5%)におよんでいる。25～34歳、55歳以上、65歳以上もそれに次いで厳しい状況となっている。男女別にみると女は完全失業率が4.6%(4.8%)と男より低い、狭義失業率は男より2.6%(1.2%)高く、実質失業率は5.5%(2%)、広義失業率は14.5%(5.7%)も男より高いのである。

失業者のみならず就業者も厳しい状況にある。パート・アルバイト・派遣等の不安定就業者は全体で1346万人(1360万人)21.2%(21.1%)に達しており、15～24歳では実に42%(37.5%)が不安定就業者である。男の不安定就業者は全体で9.7%(11.1%)であるが、15～24歳39.8%(33.4%)、55～64歳11.7%(14.2%)、65歳以上19.4%(19.9%)ときわめて高い。女は全体で38.0%(36.5%)が不安定就業者であるが、15～24歳で44.1%(36.5%)、35～44歳で44.2%(42.1%)、その他でも高水準である。

2月～8月で、完全失業率はいっそう悪化した、それ以外の数値がいくぶん緩和されているようにみえる。しかし、年齢によるリタイア(労働人口の当該年齢100万人として)を考慮に入れても、就業を希望しない者が、全体で3013万人から3407万人へ394万人増え、うち女が8割近くの297万人増加しているということは、年齢以外の要因による「リタイア」が300万人近くに及んでいる

ということである。そして電気機械産業や輸送機械産業等のリストラの進行とともに、いま以上に50歳代以上の中高年が深刻な状況になると予測されている。このように、特に若者と女性とそして中高年が、いかに深刻な状況にあるかがわかる。若者には「未来」がなく、女性には「現在」がなく、中高年にはこれまで築いてきた「過去」が否定されようとしている。「不安」に満ち満ちた時代になっている。

この「狂気の時代」に、「狂気」を超えて「正気の島」を築いていくことが、若者と女性と中高年の連帯に課されているのである。その「正気の島」とはなにか、その要件は。

### 「正気の島」= 協同組合の本領発揮

先に述べたように、「狂気の時代」における「正気の島」が協同組合であり、そうあるべきだ、と呼びかけたのはレイドローであった。レイドローはそこで、21世紀の協同組合の役割として4つの優先課題を提起した。世界の飢えを満たすこと・農業協同組合の役割、生産的労働のための協同組合・労働者協同組合の役割、保全者社会のための協同組合・消費者協同組合の役割、協同組合地域社会の建設。そして、労働者協同組合については、「労働者と職場との間に新しい関係を築き、もう一つの産業革命をもたらす最良の手段である。」とし、協同組合地域社会の建設では「都市の住人に奉仕するためには、都市のなかに村を建設するのに役立つ多くの異種協同組合の集合体をつくるべきである。」とした。またこうも指摘している。「しかしながら、労働者協同組合に関するいろいろな概念についての情熱だけでは、この種の協同組合は決してスムーズに運営され得るもの

でないことを、組織者や推進者たろうとする人は十分認識しなければならない。つまりあらゆる種類の協同組合のなかで、おそらく一番複雑で、スムーズかつ成功裡に運営することの難しい協同組合である。」と。それに関連して、労働者協同組合にとっては、資本欠乏、販路の欠乏、管理上の訓練の欠乏、技術・技能の欠乏、が克服されなければならない大きな問題であるということがいえよう。

農業協同組合、労働者協同組合、消費者協同組合のそれぞれの重要な役割とそれらの連携による協同組合地域社会の建設という課題は、いまもなお世界の協同組合運動の優先課題であるということが出来る。

なぜ協同組合か。協同組合はふつうの人々が自分たちの必要を協同で実現するために、組合員が出資し、利用(労働)し、運営(経営)して事業を行う人びとの結合体すなわちアソシエーションである。普通の人々のための社会的組織であり、自分たちの経済的社会的必要を満たすための経済組織である。それは経済目的と社会目的の両方を目的とする。一人一人が自立し自助できるように、相互に協力する。そして相互に協同するのは自立した人びとである。まさに、「自立協同」「相互自助」を貫くのである。けっして竹中平蔵「骨太の方針」にいう「自助・自律」ではない。そこでは、個人所有は尊重され、同時に集団的な共同所有を大切にする。社会的な側面では平等原理が働き(例えば議決権平等)、経済的側面では公正原理が機能する(例えば利用高分配)。

協同組合は自分たちで作り上げていく運動である。ただ単に国や企業に補助金や寄付金を求めていく運動ではない。篤志家による救済運動でもない。制度的保護や慈善的救助は

必要不可欠であり重要であるが、協同組合の本領であるのは、自分たちで共同で実現する運動であるということである。最近、協同組合論の授業でこうしたことを話すと、現行の企業制度に幻想を失った少なからぬ若者たちが、百数十年を経た協同組合であるが、むしろそこに新鮮さを感じることができる、といった感想を私に寄せてきている。

## 「協同労働の協同組合」法と安心・安定の「雇用効率性」

ワーカーズコープは「雇用」を自分たちで作り上げていく運動であり、「自営労働」でもない、「雇用労働」でもない、「新しい働き方」を実現していく運動である。そのためにはいまのところ協同組合の形態が最良であろう。それはまさしく「協同労働の協同組合」である。

しかしわが国ではこのワーカーズコープは法的に認められていない。欧米諸国ではワーカーズコープを認めていない国はほとんど存在しないし、そのための法制度が整っていない国もほとんどない。（【表3】参照。）ILOは国際的な協同組合政策の基準として、来年「協同組合の促進」のための新勧告を採択する予定であるが、そこでは「ディーセントワーク（安心して働き暮らすことができ、適切な所得を得て、社会的に保障された労働）」がキーワードとなって、ILOの労働政策・雇用政策が体系的に展開されてきている。

わが国では雇用政策に理念も基準もなく、場当たりの対策が講じられているだけである。今後のわれわれの検討課題であるが、「環境効率性」にもとづく「環境保全社会」の形成という課題と同様に、「雇用効率性」にもと

づく産業・経済・企業・経営のあり方が追求されなければならない。「雇用効率性」をベースとした経済社会のあり方が求められるのである。ここにいう「雇用効率性」とは、「雇用」を縮小するような「経済効率性」の追求ではなく、「雇用」を維持し促進し、人びとの「安心・安定」を確保すること、社会的に意義ある労働を追求すること、生き生きと暮らしていくこと、これらをいかに「効率的」、「効果的」に実現するか、これを産業経済の基準にするという考え方である。「経済効率性」と切り結ぶこの概念の構築が、今緊急の課題になっていると思われる。

この「狂気の国・日本」において、「協同労働の協同組合」・「ワーカーズコープ」の法制度を作り上げる運動は、「正気の島」づくりの大道に沿うことである。若者と女性と中高年の連帯、地域社会における各種協同組合の連携、「雇用」を生み出し、「新しい働き方」を実現するワーカーズコープの役割発揮とその法制化を、ぜひとも実現させたいと考える。

（本稿は、本年10月28日の「『まちづくり』『仕事おこし』を考える市民の集い」神奈川シンポジウムでのミニ講演を基に、その後の情勢進展を加味して記述したものである。）



【表1】労働力人口・非労働力人口・各種失業者・各種失業率（H13.2月）

	男女合計(年齢)						
	総数	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65以上
総数(万人)	10835	1576	1877	1583	1949	1615	2234
労働力人口(万人)	6659	690	1524	1303	1616	1063	462
就業者(万人)	6341	627	1437	1258	1565	1004	449
不安定就業者(万人)	1346	262	239	245	301	217	82
不安定就業者率(%)	21.2	41.8	16.6	19.5	19.2	21.6	18.3
完全失業者(万人)	318	63	87	45	51	60	13
完全失業率(%)	4.8	9.1	5.7	3.5	3.2	5.6	2.8
非労働力人口(万人)	4162	884	349	278	331	549	1771
すぐつける(狭義失業者)(万人)	188	31	22	22	31	47	34
狭義失業率(%)	7.4	13.0	7.1	5.1	5.0	9.6	9.5
つける(実質失業者)(万人)	363	68	56	55	59	77	49
実質失業率(%)	9.7	17.3	9.1	7.4	6.6	12.0	12.1
就業希望者(広義失業者)(万人)	982	218	191	163	138	158	114
広義失業率(%)	17.0	30.9	16.2	14.2	10.8	17.9	22.0
就業内定者(万人)	140	100	17	5	6	5	7
就業非希望者(万人)	3013	564	138	106	182	381	1641
	男(年齢)						
	総数	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65以上
総数(万人)	5243	805	950	796	972	787	933
労働力人口(万人)	3943	348	918	778	939	660	301
就業者(万人)	3751	314	869	754	910	614	289
不安定就業者(万人)	363	125	57	20	32	72	56
不安定就業者率(%)	9.7	39.8	6.6	2.7	3.5	11.7	19.4
完全失業者(万人)	193	34	49	24	29	45	11
完全失業率(%)	4.9	9.8	5.3	3.1	3.1	6.8	3.7
非労働力人口(万人)	1292	456	30	17	32	124	632
すぐつける(狭義失業者)(万人)	60	15	3	2	3	16	22
狭義失業率(%)	6.3	13.5	5.6	3.3	3.4	9.0	10.2
つける(実質失業者)(万人)	100	31	6	3	5	24	31
実質失業率(%)	7.2	17.2	6.0	3.5	3.6	10.1	12.7
就業希望者(広義失業者)(万人)	245	101	14	8	14	44	65
広義失業率(%)	10.5	30.1	6.8	4.1	4.5	12.6	20.8
就業内定者(万人)	68	55	5	1	1	2	4
就業非希望者(万人)	969	300	9	7	16	76	561
	女(年齢)						
	総数	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65以上
総数(万人)	5592	771	928	787	977	829	1301
労働力人口(万人)	2715	342	606	525	677	404	161
就業者(万人)	2590	313	568	504	656	389	160
不安定就業者(万人)	984	138	182	223	269	144	26
不安定就業者率(%)	38.0	44.1	32.0	44.2	41.0	37.0	16.3
完全失業者(万人)	125	29	38	21	21	14	2
完全失業率(%)	4.6	8.5	6.3	4.0	3.1	3.5	1.2
非労働力人口(万人)	2870	428	319	261	299	425	1138
すぐつける(狭義失業者)(万人)	127	17	19	20	28	31	12
狭義失業率(%)	8.9	12.8	9.1	7.5	7.0	10.3	8.1
つける(実質失業者)(万人)	263	37	50	52	54	53	18
実質失業率(%)	13.0	17.4	13.4	12.7	10.3	14.7	11.2
就業希望者(広義失業者)(万人)	737	117	177	155	124	114	49
広義失業率(%)	25.0	31.8	27.5	25.9	18.1	24.7	24.3
就業内定者(万人)	71	45	12	4	5	3	3
就業非希望者(万人)	2044	265	129	99	167	305	1080

【資料】総務省『労働力調査特別調査』(H13年2月現在)より作成。

【表2】労働力人口・非労働力人口・各種失業者・各種失業率（H13.8月）

	男女合計（年齢）						
	総数	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65以上
総数(万人)	10870	1555	1909	1570	1955	1611	2270
労働力人口(万人)	6768	740	1536	1290	1634	1060	508
就業者(万人)	6432	667	1448	1238	1579	1002	498
不安定就業者(万人)	1360	250	238	238	321	225	87
不安定就業者率(%)	21.1	37.5	16.4	19.2	20.3	22.5	17.5
完全失業者(万人)	336	73	88	52	54	58	10
完全失業率(%)	5.0	9.9	5.7	4.0	3.3	5.5	2.0
非労働力人口(万人)	4094	813	370	279	319	550	1762
すぐつける(狭義失業者)(万人)	118	21	16	20	19	22	23
狭義失業率(%)	6.6	12.4	6.7	5.5	4.4	7.4	6.2
つける(実質失業者)(万人)	178	30	30	35	33	31	18
実質失業率(%)	7.4	13.4	7.5	6.6	5.2	8.2	5.3
就業希望者(広義失業者)(万人)	568	144	141	112	73	61	36
広義失業率(%)	12.3	24.5	13.7	11.7	7.4	10.6	8.5
就業内定者(万人)	100	85	9	3	1	1	0
就業非希望者(万人)	3407	583	217	161	240	485	1722
	男（年齢）						
	総数	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65以上
総数(万人)	5257	793	966	789	975	785	949
労働力人口(万人)	4003	380	936	773	945	653	316
就業者(万人)	3800	338	889	744	912	611	307
不安定就業者(万人)	420	113	65	28	43	87	61
不安定就業者率(%)	11.1	33.4	7.3	3.8	4.7	14.2	19.9
完全失業者(万人)	203	42	47	29	33	42	9
完全失業率(%)	5.1	11.1	5.0	3.8	3.5	6.4	2.8
非労働力人口(万人)	1250	413	29	15	29	131	633
すぐつける(狭義失業者)(万人)	29	10	2	1	1	7	9
狭義失業率(%)	5.8	13.3	5.2	3.9	3.6	7.4	5.5
つける(実質失業者)(万人)	40	14	3	1	2	10	11
実質失業率(%)	6.0	14.2	5.3	3.9	3.7	7.8	6.1
就業希望者(広義失業者)(万人)	126	65	9	4	8	20	21
広義失業率(%)	8.0	24.0	5.9	4.2	4.3	9.2	8.9
就業内定者(万人)	51	46	3	0	0	1	0
就業非希望者(万人)	1066	302	15	10	18	110	611
	女（年齢）						
	総数	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65以上
総数(万人)	5613	762	943	781	981	827	1321
労働力人口(万人)	2765	360	599	517	689	408	192
就業者(万人)	2632	330	558	494	668	392	191
不安定就業者(万人)	960	138	173	208	277	137	26
不安定就業者率(%)	36.5	41.8	31.0	42.1	41.5	34.9	13.6
完全失業者(万人)	134	31	41	23	21	16	1
完全失業率(%)	4.8	8.6	6.8	4.4	3.0	3.9	0.5
非労働力人口(万人)	2843	401	342	264	290	419	1128
すぐつける(狭義失業者)(万人)	89	11	27	35	31	21	7
狭義失業率(%)	7.8	11.3	10.9	10.5	7.2	8.6	4.0
つける(実質失業者)(万人)	138	16	27	35	31	21	7
実質失業率(%)	9.4	12.5	10.9	10.5	7.2	8.6	4.0
就業希望者(広義失業者)(万人)	442	79	132	108	66	41	15
広義失業率(%)	18.0	25.1	23.7	21.0	11.5	12.7	7.7
就業内定者(万人)	49	39	6	3	1	1	0
就業非希望者(万人)	2341	281	202	151	221	374	1111

【資料】総務省『労働力調査特別調査』（H13年8月現在）より作成。

国/州	労協の根拠法	法制上の特質	労協の定義・目的	就業規定	不分割規定	協同組合原則	税制その他
イギリス	産業共同所有法	統一法 + 個別法	共同所有企業： ・就業者 = 組合員・一人一票 ・組合資産の分配不可(一部可) ・残余財産の不分割類似目的処分		有り (詳細明瞭)	明記せず採用	・5年以内の補助金
	協同組合法案	統一法の特別規定	共同所有協同組合： ・あらゆる資産の分配禁止 ・解散時の残余財産分配禁止 ・残余財産処分先の制限		有り (詳細明瞭)	本文 14 箇所 附則：95 年 I C A 声明全文	・ミッションの促進義務 ・優遇税制を別途検討中
フランス	生産労働者協同組合法	基本法 + 個別法	自主管理・自己決定の共同の職業を営む	労働契約	有り (詳細明瞭)	原則一般	・優遇税制 ・国等の助成
ドイツ	産業経済協同組合法	統一法の種類規定			有り	明記せず採用	・社団法で可能
イタリア	バゼービ法	(同法は基本法的特徴をもつ)	生産・労働協同組合：参加し労働する労働者	技術・管理要員の加入	有り 他にバンドルフィ法 / 1992 年法等 (詳細明瞭)	原則の普及義務	・憲法の規定 ・国の促進義務 ・優遇税制 ・複合組合員 ・不分割非課税
	社会的協同組合法	基本法 + 個別法	社会目的のサービス提供、ハンデキャップ者の就労				
スペイン	スペイン協同組合法	統一法の特別規定	協同労働の協同組合	就業条件 (詳細)	有り (詳細明瞭)	I C A 原則に合致する	・複合組合員 ・国の促進義務 ・別に優遇税制
ポルトガル	協同組合法	基本法の分野規定 (別に個別法予定)	労働生産 / 手工芸 / サービス / 教育 / 社会連帯 / 多目的		有り	本文にて 95 年 I C A 原則	・優遇税制を別に定める規定
ロシア	連邦生産協同組合法	統一法 + 個別法 (統一法の特別規定)	自己労働、共同の市民団体	労働条件 (詳細)	有り	明記せず採用	・税制その他の優遇措置
カナダ	カナダ協同組合法	統一法の特別規定 連邦法(別に各州法)	雇用提供する自己支配の協同組合		有り (詳細明瞭)	原則一般 / 協同組合基準	・非営利要件
マサチューセッツ州	従業員協同組合法 法人法	統一法 + 個別法			有り	明記せず採用	・税特典なし
ニューヨーク州	協同組合法 法人法	統一法の特別規定			有り	明記せず採用	・税特典なし
ワシントン州	協同組合法	統一法の種類規定			なし	明記せず採用	
カリフォルニア州	消費者協同組合法 法人法	個別法 = 消費生協法			なし	明記せず採用	・従事分量分配損金

堀越芳昭「欧米諸国の協同組合法制」協同総研『協同の発見』第 89 号、1999 年 9 月掲載